

東葛飾高等学校消費者教育授業

押し活における消費者問題を考える

主催 柏市

委託団体

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

授業の目的

新成人となる高校生等を対象に、悪質商法やインターネット（SNSなど）関連の消費者被害の特長、その対処方法などや契約に関する知識を学びます。講師は消費者被害問題に詳しい弁護士、日頃から消費者の相談業務に従事する消費生活相談員が担当します。

推し活に関わる消費者問題

推し活にまつわる身近な出来事を通じて、チケット転売禁止等の法的ルールが何のため、誰のために規定されているのかを検討してもらうことで、単に合法か違法かという結果だけにとどまらない、広がりや深みのある視点や思考方法を身に付けていただくことを目的としています。

イラストは生成AI Chat GPTで作成



相談事例①グッズの高価格での購入

推しのキャラクターアクリルスタンドが公式サイトで売り切れていました。ネット上では商品名で検索すると複数のサイトで販売しています。どうしても欲しかったので、他のサイトで注文した後、定価の数倍の価格だと知りました。高すぎるのでキャンセルしたいです。

高すぎる…



届かないな

相談事例②ネットでの個人間取引



推しのCD特典についているシリアルコードでイベントに応募できます。人気が高く、抽選の為、たくさん応募しないと当選しないので、シリアルコードが欲しいと思いました。SNSでシリアルコードをだけ売っている人がいたので購入しました。お金を払った後、連絡がつかなくなりました。



警告
著作権侵害で、アカウントの停止をします。

事例③手作りグッズ販売

ネット上にある推しの写真をダウンロードして、オリジナルのキーホルダーを作りました。最初は自分の趣味の範囲で作成していましたが、フリマサイトで出品したら、売れました。その後、フリマサイトから著作権侵害にあたる可能性があるとして指摘されました。

相談事例④チケット転売

アイドルグループAは若者に大人気で、コンサートはいつも倍率の高い、抽選です。予想倍率は10倍と言われており、当たるのはとても稀です。



質問1

ライブに当選しました。でも当日、大切な試験と日程が重なってしまい行けなくなりました。チケットを無駄にしたくなかったので、転売サイトやSNSを利用して、販売価格よりも高い値段でチケットを売ろうと考えています。何か問題やリスクがあるでしょうか。

質問2

ライブチケットの抽選に外れてしまいました。どうしてもライブに参加したかったので、転売サイトやSNSを利用して、チケットを手に入れたと思います。元の値段よりも高くなると思います。問題やリスクはあるでしょうか

※ もし問題やリスクがあるならば、その内容や理由も検討してください。

考え方のヒント

- 人気のあるライブやオリンピック、スポーツ観戦のチケットはファンにとってはどうしても手に入りたいものです。それを購入して転売をすれば、高くても買う人は多くいます。
- フリマサイトにはさまざまな商品が販売されていますが、チケットとその他のものの違いは为什么呢。
- チケット転売が広がると売る側、買う側、主催者側にどのようなことが起こるでしょう。



事例④の 質問 1 の解説



問題点やリスク

- ① 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（以下「チケット不正転売禁止法」という。）に抵触する。

→ 罰則あり

1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

- ② 迷惑防止条例違反もあり得る（こちらも罰則あり）。

※ チケット不正転売禁止法が制定される前までは条例違反で対応していた。

不正転売が禁止された経緯

人気のコンサートや舞台、スポーツイベント等のチケットを、業者や個人が買い占め、オークションやチケット転売サイト等で定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」。

このような不当な転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの高額転売等を禁止するため、2019年6月14日からチケット不正転売禁止法が施行されました。

具体的にはどういうことか？

ライブやコンサート、スポーツ観戦等に関するチケットは、ファンからするとどうしても手に入れたいものであり、高額でも購入されることが多い。以下の①②等が問題となり、悪影響が大きいいため禁止された（③）。



- ① 買い占めて転売する等が横行し、主催者の営業活動に乗っかる「フリーライド」が問題となった。
- ② 主催者側が購入者本人でないと入場できない措置をとり、いわゆる転売ヤーから購入した人が不利益を被ることが問題となった。
- ③ 必要な人に商品（チケット）が届かずファンからの不満が募る一方で、主催者側も転売対策のコスト（時間・お金）がかかって利益が下がったり、また、サービスの質が下がってしまう等により、企業や商品のブランド価値の低下に繋がってしまうという悪循環が生じてしまっていた。

チケット不正転売禁止法

第2条第4項

この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

第3条（特定興行入場券の不正転売の禁止）

何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

第4条（特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止）

何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

特定興行入場券とは？

不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の①から③のいずれにも該当する芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットをいいます（日本国内において行われるものに限る。）。

- ① 販売の際に興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨が券面（電子チケットは映像面）に記載されていること
- ② 興行の日時・場所、座席（又は入場資格者）が指定されていること
- ③ 販売の際、「座席指定がある場合」はその人の氏名・連絡先、「入場資格者の指定がある場合」はその人の氏名・連絡先を確認がされており、その旨が券面（電子チケットは映像面）に記載されていること

※チケット不正転売禁止法第2条第3項

実際の券面例

The diagram shows a concert ticket for 'アイドルグループA コンサート' (Idol Group A Concert). The ticket is divided into two main sections by a vertical dashed line. Callout 1 points to the bottom left section containing a disclaimer. Callout 2 points to the top right section containing seating and date information. Callout 3 points to the bottom right section containing the price.

アイドルグループA コンサート 20XX年i月\$日(金) 18時30分開場 19時00分開演 国立劇場 3列34番 7000円(税込) 主催: ●● ※主催者の同意なく、有償で譲渡することは禁止します。 この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。	3列34番 20XX年 i月\$日(金) 19:00開演 7000円(税込)
--	--

① ③

②

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（千葉県）

（入場券等の不当な売買行為（ダフヤ行為）の禁止）

第8条

- 1 何人も、入場券、観覧券、その他娯楽施設を利用することができる権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券、乗船券その他運送機関を利用することができる権利を証する物（以下「入場券等」という。）を不特定の者に転売し、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を、公衆に発売する場所において、買い、又は買おうとしてはならない。
- 2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に、売り、又は売ろうとしてはならない。



事例④の 質問2の解説



問題点やリスク

- ① 入場できないおそれがある（チケット不正転売禁止法5条1項参照）。そもそも偽物の場合もある。

入場できなかった場合でも、売主から返金を受けることができない可能性がある。

- ② 転売元（質問2の売主）が不正転売をしていた場合、その売主に警察の捜査の手が及んで、自分も関係者として事情聴取を受ける等、捜査に協力しなければならないこともある。

チケット不正転売禁止法

（興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等）

第5条

興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

その他の注意点

実際の相談事例からみた特徴・問題点

- 検索結果の上部に表示された転売仲介サイトの広告を、公式チケット販売サイトと誤認してしまう
- 転売仲介サイトであることがわかりやすく表示されていない
- チケットの残り枚数や制限時間のカウントダウンが表示され、購入を急かされる
- 転売禁止のチケットが販売されている
- SNSで知り合った相手との個人間取引はリスクを伴う

東葛飾高校 2 学年の 皆さんへのアドバイス

- チケットは公式の販売サイトから購入しましょう
- 転売仲介サイトを利用する場合は、購入するチケットの転売が禁止されていないか確認しましょう
- チケットの不正転売はしないようにしましょう
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

困った場合は消費生活センターに相談を

国家資格を所有している
消費生活相談員がアドバイス
や事業者交渉を行います。

困ったときは一人で悩まず、ご相談ください。

● 消費者ホットライン **188** (局番なし)
※一部のIP電話からは
利用できません。

● 柏市消費生活センター

【相談専用】 **04-7164-4100** ※柏市在住、在勤、在学のかた

【相談時間】 午前9時から午後4時30分まで

【相談日】 月曜日から金曜日（来訪・電話）／ 第3土曜日（電話のみ）

● 独立行政法人国民生活センター

「消費者トラブルFAQ」▶



消費生活センター



消費生活相談員

相談無料・秘密厳守

事例①の解説



基本的にキャンセルはできない

- ① キーホルダーが定価の数倍であるとは知らずに契約したのでキャンセルしたいという意図だと思うが、定価の数倍であるとしても「●●●●円で買います」「分かりました」という売買契約が成立している。

まさか定価はもっと安いと思わなかったという勘違いで、契約を取り消すことは原則としてできない。

- ② ファンとしてはどうしても手に入れたと考えてしまっているのが心情ではあるが、冷静に判断をしましょう。

届かないな



事例②の解説

法律的に返還を求めることは可能 ただし、実際には返金を受けることは困難

法律的には、詐欺あるいは契約違反であるとして、契約を取り消して（あるいは解除して）、返金を求めることは可能である。

もっとも、今回の売主が匿名アカウントであれば、氏名や住所が分からないことが殆ど。悪質な事例だと、お金の振込先の銀行口座の名義も、売主と全く関係のない人の口座が使われていることがある（警察からの捜査や返金請求から逃れるため。）。

このように、消費者被害に遭うと、権利があっても、実際は返金を受けることができないということも多い。



事例③の解説

警告
著作権侵害で、アカウントの停止をします。

権利侵害をしてしまっていることになる

著作権に限らず、無断で商用利用すると、権利侵害だとして、利用の停止（削除や販売の差し止め）や、損害賠償請求を受けることになる。

「推しがキャラクターの場合」は、そのイラストそのものに著作権がある。「推しが実際の人物の場合」も、その人物を取った写真に著作権がある場合もあるし、肖像権・パブリシティ権を侵害している、プライバシー権を侵害している、といったことになってしまう場合もある。

その他、グループ名や商品名に商標が登録されている場合は、商標権侵害になる。

著作権

著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする権利（著作権法1条、2条）。

プライバシー権

個人の姿や情報など、私生活上の情報をみだり公開されない権利。

肖像権

個人の姿の「人格的利益」に着目し、個人のプライバシーと尊厳を保護する権利。

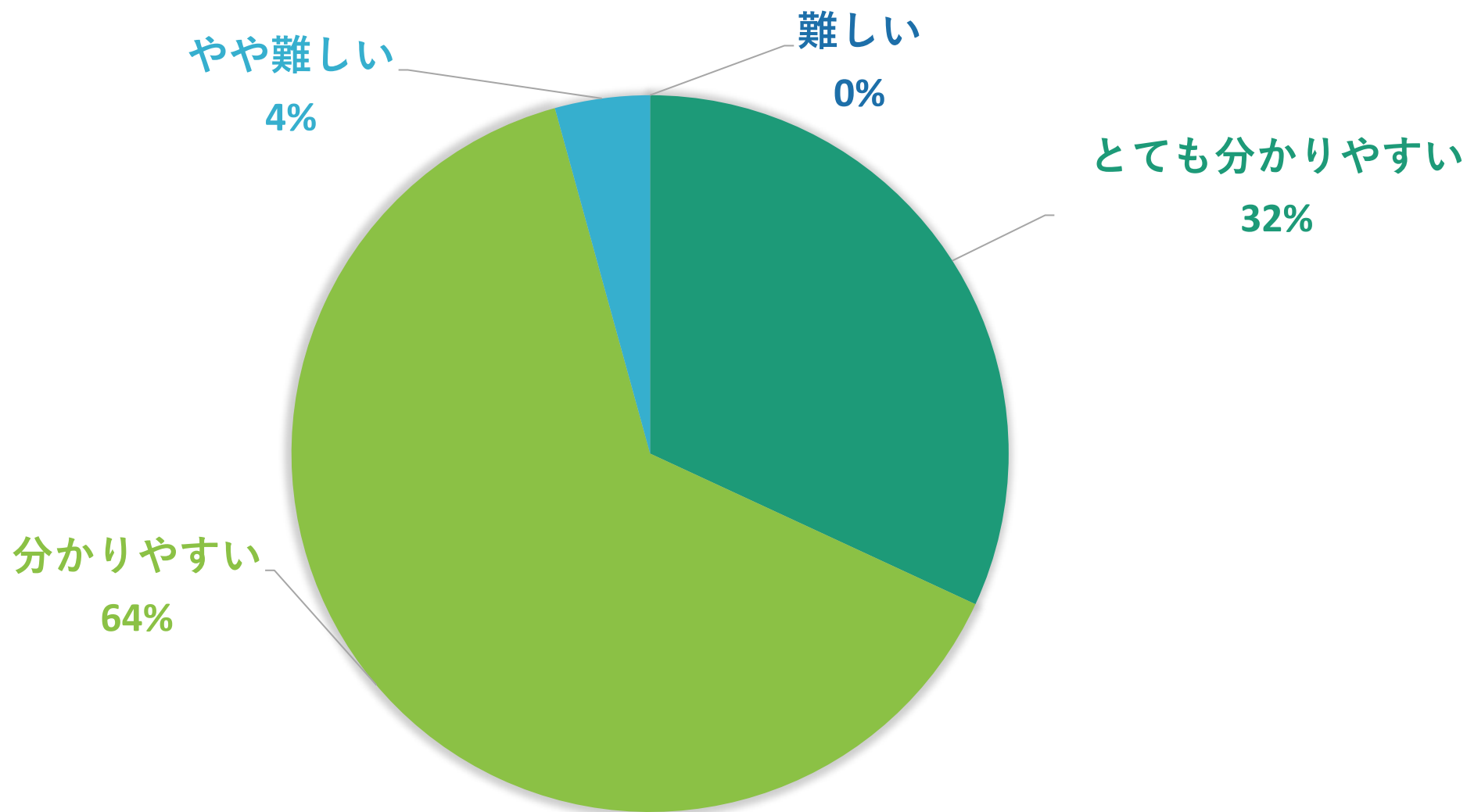
パブリシティ権

個人の姿の「財産的利益」に着目し、著名人の名声や人気に基づく経済的価値を保護する権利。

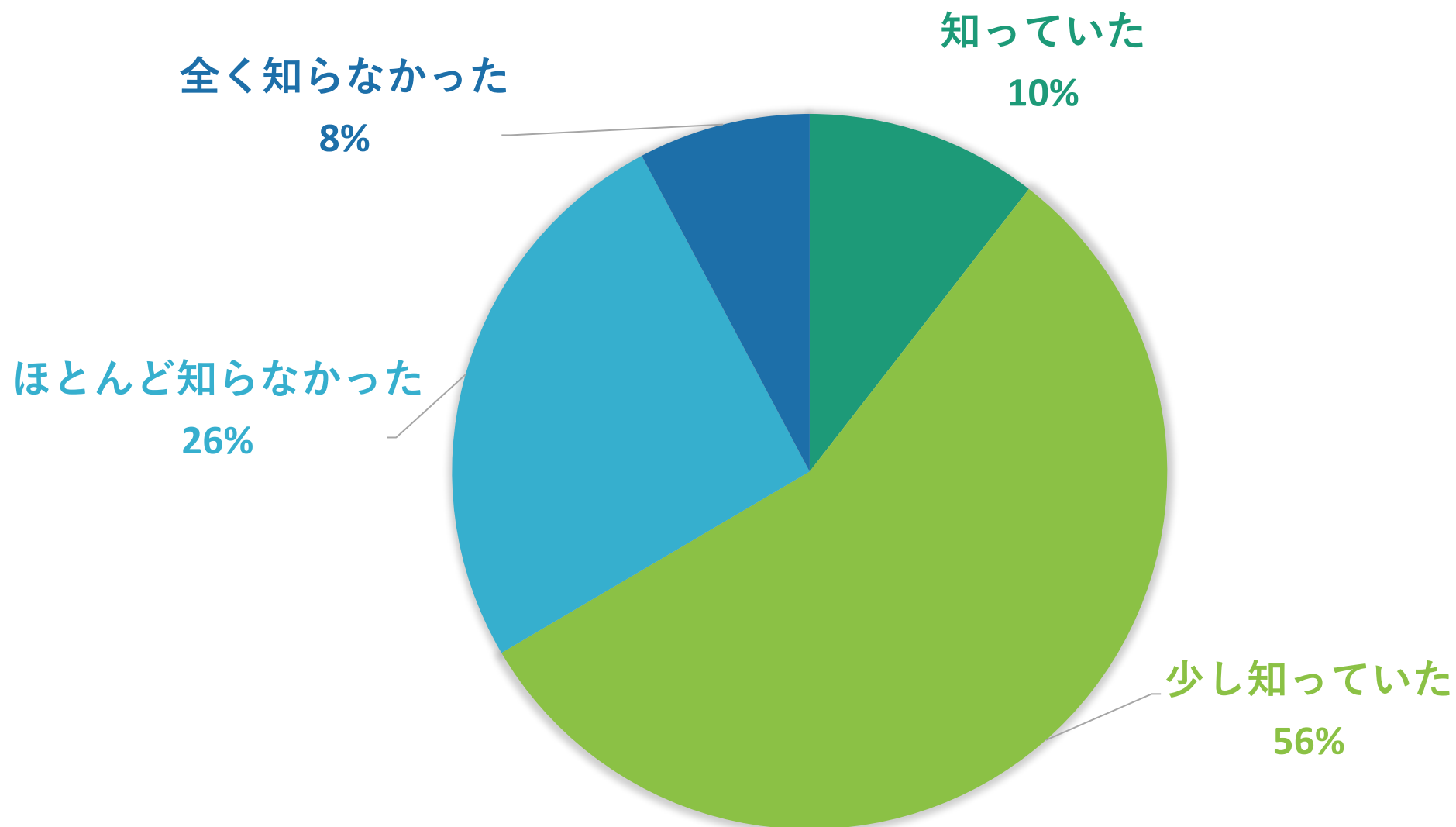
商標権

商標（【①】人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音などの標章であって、【② - α 】業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの又は【② - β 】業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの）を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする権利（商標法1条、2条）。

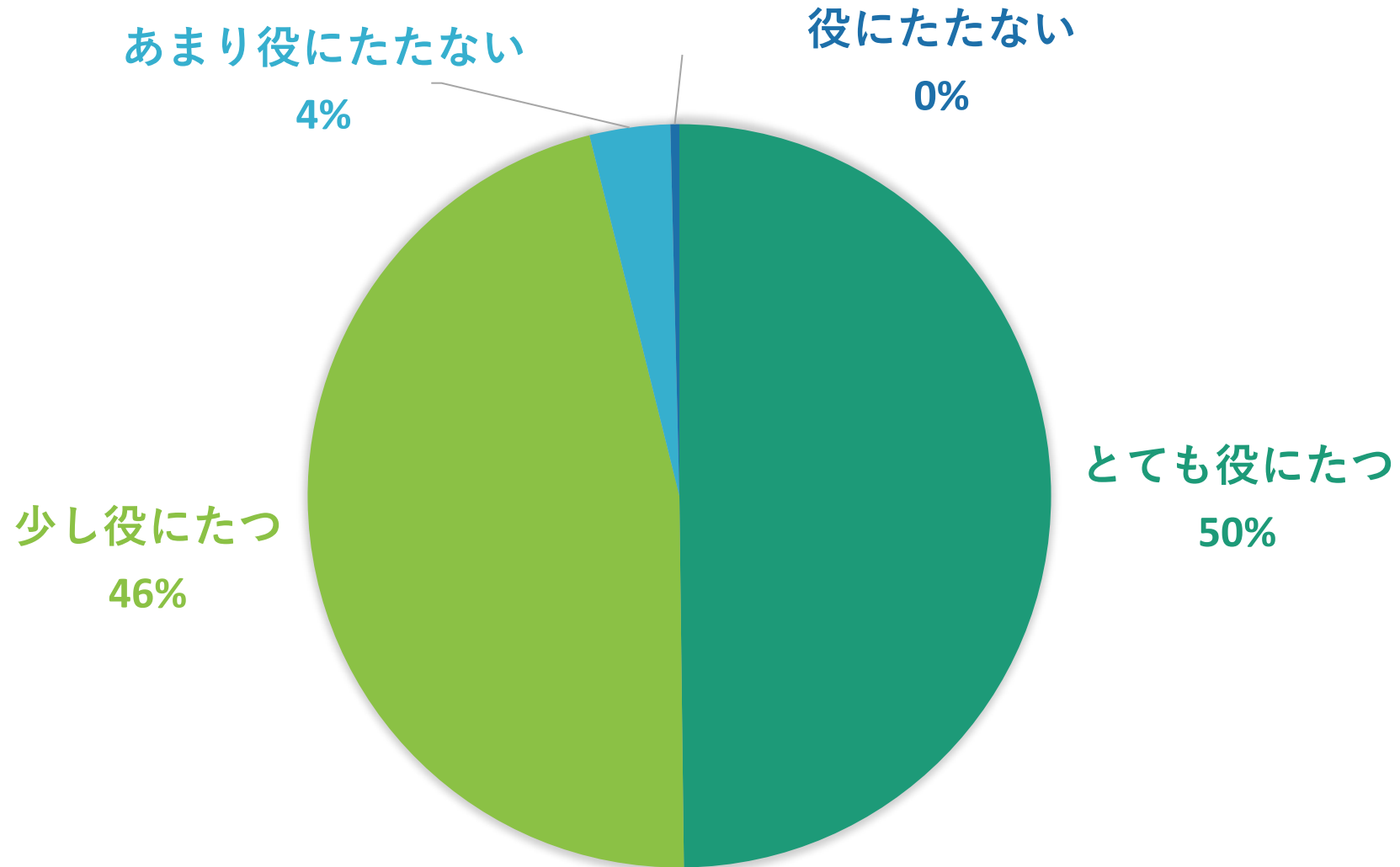
授業の内容はわかりやすかったですか



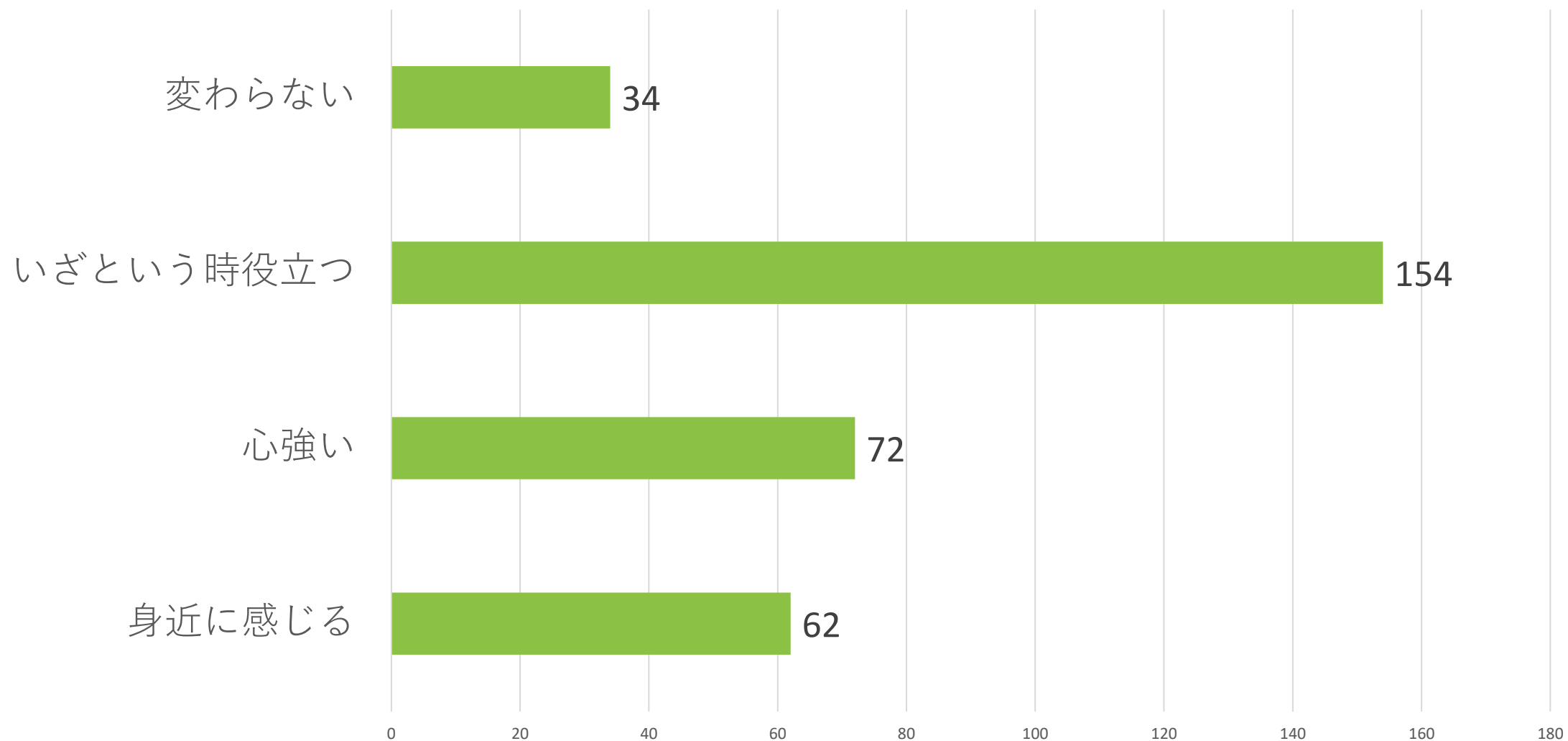
授業の内容は知っていましたか



授業の内容は今後、役にたちそうですか



授業を聞いて消費生活センターへの見方は変わりましたか（いくつでも）



授業の意見・感想

- ・消費者問題と聞くと難しそうに感じるが、推し活がテーマだったので身近に考えることが出来た
- ・弁護士の方が解説してくれたので説得力があった
- ・相談員・弁護士の方から直接講義を受けるという貴重な機会をいただくことができてよかったです。”推し活”とまではいかないかもしれませんが、自分もアーティストやインフルエンサーのイベント等に今後参加したり、グッズを購入したりしたいな、と思っているのでそういったときに今日の授業を活かせるといいなと思います・
- ・高校生でも直面することが珍しくないような、身近な問題がテーマだったので、自分が似た状況になったあるいはなりそうな時に参考にしようと思いました
- ・自分たちに身近な推し活という面から消費者トラブルについて知ることが出来たのでよかった。また、消費生活センターについて身近に感じるようになった。純粹に楽しむ推し活になったらいいな、転売などが無い、欲しい人が欲しいものを買うことのできる世の中になってほしいと思った
- ・素敵な授業ありがとうございました。自分はよくメルカリを使うので、こういったトラブルには気をつけているつもりでしたが、消費者センターなど知らないことが多々あって実りのある時間を過ごせました
- ・成人すると契約も自己責任になるため、大変ためになった